

# 浦野家通信



# 10月

〒550-0013  
大阪市西区新町1-2-9  
日宝四ツ橋新町ビル5F  
TEL 06-6536-7560  
浦野会計事務所  
第14号  
発行人：所員一同

10月に入り、朝夕はめっきり冷え込んできておりますが、皆さまお変わりございませんか。

季節の変わり目で何かと忙しくなるこの時期、風邪などひかれませんようにお気をつけください。



今日は何の日？

## 10月31日 ハロウィン

ハロウィンは、キリスト教の祝日「万聖節」の前夜のお祭りで、古代ケルト人が起源と考えられています。

Q.ハロウィンの日になぜ仮装するの？

A.死者の魂がこの世に戻ってくる中に、悪霊や魔物も一緒にこの世にやってきて、あの世に連れて行こうとするので、お化けの恰好をして悪霊や魔物の仲間だと思わせる為です。

## 今月の税務予定

10月10日(火)

・9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

10月31日(火)

・8月決算法人の確定申告と納税  
・2月決算法人の中間申告と納税  
・2月、5月、11月決算法人の消費税の3カ月ごとの中間申告  
・9月分社会保険料納付

## 今月の一冊

『コンビニ人間』

著者：村田 沙耶香



第155回芥川賞受賞作品。  
普通という感覚を徹底的にくすぐる作品で普通って何なんだろうって読後は思いました。

これを読めば、きっとみなさんの『フツウ』も変わるかもしれません。

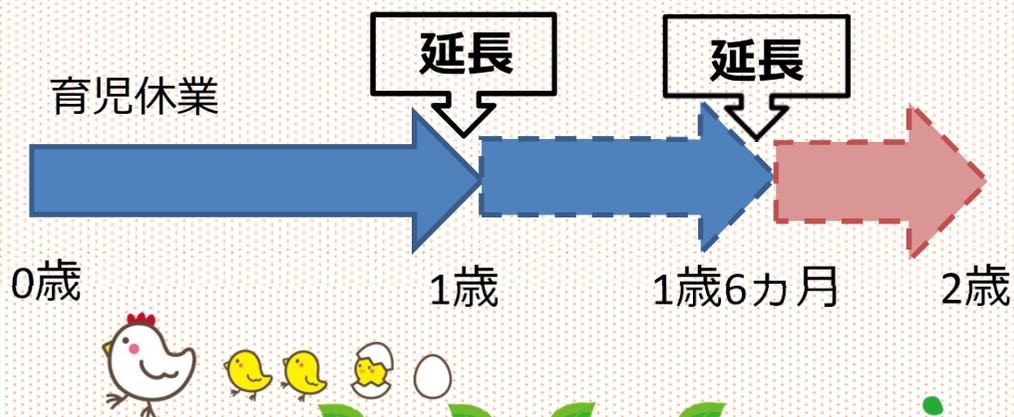
平成29年10月1日から  
**改正育児・介護休業法**がスタートしました！

今までは、育児休業期間は原則として子が1歳に達するまで、1歳の時点で保育所に入れない等の事情があれば例外的に1歳6か月まで育児休業を延長できました。

しかし、保育所の入所時期は一般的に年度初めの4月であることが多く、年度途中に入所することが実質困難であるため、子が1歳6か月に達した以降も入所できない場合は保育所に預けられず、かつ育休も取得出来ない期間となり、退職を余儀なくされるケースも多く問題となっていました。

しかし、改正後は、1歳6か月に達した時点で保育所に入れられない等の場合に再度申出することにより、育児休業期間が**最長2歳まで延長**できることとなります。

また、ハローワークから支給される育児休業給付金の支給期間も**最長2歳まで**となります。



**~最低賃金が引き上げられました!~**

全国で最低賃金が改定されました。

	28年	29年
大阪	883円	→ 909円(9月30日より)
兵庫	819円	→ 844円(10月1日より)
奈良	762円	→ 786円(10月1日より)

今回の改定では全国平均で25円の増加となりました。  
※地域によって発効年月日が違いますので、  
詳細は厚生労働省ホームページでご確認ください。



**編集後記**



最近、弟の一眼レフのカメラで写真を撮影することにはまり、出かけるときはたいてい持ち歩いています。  
設定の仕方など教えてもらっていざ撮影しようと思っても、暗すぎて映らなかったりブレブレだったり・・・難しい!笑

でも、さすが一眼レフというべきか、しっかり撮影できたものは現像してもとても綺麗です。  
これからもお出かけのお供にしたいと思います。

小野

~来月号もお楽しみに~